

デイサービスセンター気延の里 運営規程

(指定通所介護)

【介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス】

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人有誠福祉会が設置するデイサービスセンター気延の里（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護【介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスを含む】事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「職員」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供に当たっては、事業所の職員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンター気延の里
- (2) 所在地 徳島県名西郡石井町石井字石井 1994 番地

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条 事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名
管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1 名以上
生活相談員は、利用者及びその家族からの相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等との連絡調整を行うものとする。また他の職員と協力して通所介護計画等の作成を行う。

- (3) 看護職員 1 名以上 (機能訓練指導員と兼務)
看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種のサービスを利用するために必要な処置を行う。
- (4) 介護職員 2 名以上
介護職員は通所介護の提供にあたり、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1 名以上 (看護職員と兼務)
利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日～土曜日(但し 12 月 31 日～1 月 3 日は定休日)
- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分とする。
サービス提供時間 午前 9 時 00 分～午後 4 時 30 分 (7～8 時間)
午前 8 時 30 分～午後 5 時 29 分 (8～9 時間)
延長サービスについては時間相談の上実施する。

(利用定員)

第 6 条 1 日に通所介護のサービスを提供する定員は 20 名とする。

(通所介護の内容)

第 7 条 指定通所介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴
- (3) 日常生活動作の機能訓練
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎
- (6) 日常生活における相談及び助言
- (7) その他日常生活上の援助
- (8) 延長サービス

(通所介護の利用料)

第 8 条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。なお、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

但し、次に定める項目については別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用については実費。
- (2) 食費として 1食 600円
- (3) 通常の実施地域以外から利用申し込みがあった場合
片道 20km 以上 350円
- (4) おむつ代として 実費相当

2 前項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

3 利用料の支払いは、現金又は銀行口座振込又は郵便振替により、指定期日までに受ける。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

石井町・徳島市・神山町・吉野川市・美馬市

（秘密保持）

第10条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2. 事業所は職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含めるものとする。

（苦情処理）

第11条 提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

（損害賠償）

第12条 利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（衛生管理）

第13条 通所介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要

な措置を講じなければならない。

(緊急時に於ける対応方法)

第14条 通所介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第15条 通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的な訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。事業所は業務継続計画について、必要な訓練及び研修を定期的実施し、その計画の見直し又は変更を行い職員に対し周知するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業所内禁止行為)

第18条 利用者は事業所内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔など他人に迷惑をかけること。
- (2) 指定した場所以外で喫煙等を行うこと等。

(その他運営についての留意事項)

第19条 従事者等の資質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 階層別研修 随時

2 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる

ものとする。

3 事業所は、通所介護に関する記録を整備し、記録の保存期間はサービス完結後 5 年間とする。

4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人有誠福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

平成 25 年 6 月 1 日 一部改正

平成 28 年 1 月 1 日 一部改正

平成 30 年 4 月 1 日 一部改正

令和 1 年 6 月 1 日 一部改正

令和 4 年 6 月 1 日 一部改正

この規定は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。